

6 . 岐阜県社協福祉サービス第三者評価事業従事者倫理要綱

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質を向上するための自己評価を援助すること、また利用者に福祉サービスに関する適切な情報を提供することを目的に、中立、公正で、かつ専門的な評価である岐阜県社協福祉サービス第三者評価事業（以下「評価事業」という。）を行う。

この評価事業の調査者等は、受審事業者及び福祉サービス利用者の内部の事柄に触れ、また個別の情報を知り得ることになる。そこで、これに携わる運営委員及び評価事務の主要業務を担う調査委員（以下「従事者」という。）は高い倫理性が要請されており、以下において業務上実践すべき事項を倫理要綱として定める。

（総則）

第1条 この要綱は、評価事業が中立、公正で、かつ専門性を確保し、社会福祉事業の経営者と利用者の双方から信頼されるよう、従事者が実践すべき事項を倫理として定める。

（使命）

第2条 評価事業の使命は次の二つとする。本会はこれを達成するため、従事者への周知、徹底を図る。

- (1) 福祉サービスの提供事業者が行うサービスの質の向上を目的とした自己評価を、第三者の立場に立って、中立、公正にかつ専門的に評価することにより援助する。
- (2) 利用者が適切な福祉サービスを選択するうえで、役に立つサービスに関する情報を提供する。

2 本会は、この使命を達成するため、常に必要な知識や技術を習得するよう従事者の研修に努める。

（公正）

第3条 評価事業の実施において、受審事業所または利用者に対して、偏見を持ち差別をするような言動はとらないよう十分な注意をするとともに、常に公正な態度を持って応対し、その信頼を保持し増進するよう努める。

（人権の尊重）

第4条 評価事業の実施において、利用者及びその家族にヒアリングあるいはアンケートなどの調査を行うときは、利用者及びその家族の意向等に十分配慮し、人権を尊重する。

（苦情解決、紛争防止）

第5条 評価事業に関する苦情に対しては、「社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会福祉サービスに関する苦情解決の取扱規程」の定めにもとづき解決に努める。

2 評価事業に関して、受審事業者との間で紛争が生じたときは、速やかに岐阜県福祉サービス第三者評価推進会議に報告するとともに、これの早期に円満な解決を図るよう努める。

（受審事業所との関係）

第6条 本会は、評価事業の受審を希望する事業所との間に、中立、公正を損なう関係が予想される場合は、当該事業所に対する評価事業は行わない。

2 本会は、評価事業を契約している社会福祉事業の経営者との間で、中立、公正を損なう事項が生じたときは、速やかにこれを除去するか又は本評価事業の契約を解除するかのいずれかにより解決を図る。

(受審事業所への配慮)

第7条 評価事業の実施において、受審事業所に対する書類の作成やヒアリングへの同席等については、評価業務の範囲を越えて負担をかけたり、不利益をもたらすことのないよう十分配慮する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。